

議会基本条例策定特別委員会会議録

1. 日 時 平成20年11月20日(木) 午前9時開議
2. 場 所 第1・2委員会室
3. 出席委員  
委員長 松 野 豊  
副委員長 藤 井 俊 行  
委 員 酒 井 睦 夫  
// 戸 部 源 房  
// 田 中 美 恵 子  
// 乾 紳 一 郎  
// 伊 藤 實  
// 高 橋 ミ ツ 子
4. 欠席委員 田 中 人 実
5. 委員外議員 馬 場 征 興 議長
6. 傍聴議員 な し
7. 出席事務局員  
事務局次長 倉 田 繁 夫  
事務局次長補佐 仲 田 道 弘  
主 査 竹 内 繁 教
8. 参考人 早稲田大学マニフェスト研究所 草 間 剛
9. 協議事項  
(1) 議会基本条例報告会の振り返り

- (2) 議会基本条例の成文の進め方について
- (3) 今後のスケジュール確認

開会 午前 9時08分

松野豊委員長 それでは、ただいまより第17回議会基本条例策定特別委員会を開会いたします。

本日の出席を御報告いたします。ただいまのところ出席委員7名、欠席委員2名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、配付資料の確認を冒頭にさせていただきます。全部で3種類ございます。1枚目が本日の次第書、A4、1枚でございます。それから、開会前にも御説明申し上げましたが、要望シート、速報値集計表が1セット、それから質疑、応答の内容、去る11月15日に議会で行いました報告会の当日口頭にてやりとりのあった内容を要点をテープ起こししたものをお配りしております。要望シートと質疑、応答内容の資料につきましては、わかりやすくするために10月25日分と11月15日、報告会、両日やっておりますが、それを合体して作成しております。質疑、応答内容の資料につきましては、後ほどそれぞれ委員さんのほうでお目通しをいただいて、もし事実と違っていたり、ニュアンスが違っている場合は、事務局のほうに改めて御指摘いただければというふうに思います。本日の協議資料といたしましては、要望シートの資料を使用いたします。要望シート、速報値集計表というほうを使用していきたいと思っております。

それでは早速、議会基本条例報告会の振り返りということで、要望シートに沿って内容を協議しながら、本日回答案をすべて完成をさせて、なるべく早いタイミングで議会のウェブサイトのほうに公開をしたいというふうに思っておりますが、その前に11月15日の一応御報告をさせていただきます。開催時間は2時から4時まで開催をいたしました。場所につきましては北部公民館、皆さん御参加いただいていたかと思いますが、お休みのというか、いわゆる閉会中にもかかわらず、皆さん御参加いただきましたことを改めて御礼を申し上げます。参加いただいた人数に関しましては、26名でございました。これ市内外とか、その辺の詳細はわかりますか。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 おはようございます。11月15日の参加者ですが、参加議員を除いて、26名でした。その内訳でございますが、要望シートへの住所・年齢などの記入は任意でございましたので、ご記入いただいた範囲で判断しますと、市外からは4名と、市内からは差し引き22名かと思われれます。男女別につきましては、目測でございますが、4名、女性の方がいらっしゃいました。

松野豊委員長 ありがとうございます。委員の方から特に何かございますでしょうか。御感想等々、よろしいでしょうか。気づいた点等。

高橋ミツ子委員。

高橋ミツ子委員 おはようございます。ざっくばらんな感じで、ちょっと1点だけ。

シンポジウムのときには、市内、市外、問わず、どんなことをやるのだろう、流山が初の試みのこの議会基本条例策定のためのシンポジウムということで御案内も出したこともあるし、自主的にどんなことをやるのだろうということで参加されたのはよくわかるのですけれども、例えば北部地

域の報告会ということで市内でやったときに、市外の方が来て悪いという意味でなくて、市外の方の質疑を聞いているときに、例えば流山はその定数についてとか、具体的にいろんな御意見が出ました。御意見は貴重な御意見だけれども、流山市議会、そして流山市民の議会としてどうしていくかという問題を皆さんで一生懸命議論する中で、他市の方が果たして流山市内の、心配しておっしゃってくれることには感謝申し上げますけれども、果たしてどうかなという、私はごく自然に感じた。というのは、意外と積極的にそういう方はおっしゃるのです。言いたいことも言えるだろうし。その辺はこちらのほうの受けとめは参考としてしか受けとめられないかなという感想です。そのようなことを今市外、市内という参加者の話からですけれども感じましたが、皆さんはどのようにこれを受けて議論していくのかなと、こういうふうに感じました。

以上です。

松野豊委員長 いかがでしょうか、ほかの委員さん。特によろしいですか。

戸部委員。

戸部源房委員 議会基本条例というのは、流山市自体の議会運営を改革するというところで、やはり少しそこら辺は配慮する必要があるかなと。確かに外部から来た人でも、流山市が成立すれば、自分の市もという形もあったのでしょうけれども、基本的には流山市の議会改革の一環ですので、そこら辺は少し配慮して考えておく必要があるのかなと。要は今回の南流山と北部公民館につきましては、流山市民の意見をいかに聞いて、議会基本条例に反映させるかというのが問題ですので、そこら辺を配慮して考えていったほうがいいのではないかな、そういうふうには思います。

松野豊委員長 よろしいでしょうか。

藤井副委員長。

藤井俊行委員 自らの反省点を述べさせていただければ、骨子の説明、やはりパネルが35枚という多さと時間をオーバーしてしまったという部分では深く反省をしております。ただ、自分の会派のみですとか、自分個人だけであれば、自分の言いたいことだけを言えることがあるのですが、議会全体となりますと、どうしてもさまざまな方たちの御意見を盛り込まなければいけなかったということもありますので、その辺では今後課題となるのかなと。また、条例にも盛り込んでおります議会報告会も、今後開催していくためには、今回2回行われた報告会が見本となって問題点等も浮き彫りにされてきていると思いますので、今後の議会報告会にも大きく反映できたらいいのかなと思っております。それと、各議員の方の動員が、地区の議員の方たちの問題意識と委員の方とが少し格差が開いていて、動員が余りできていなかったのかなというのも少し感じられました。

以上です。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 2点コメントを申し上げます。

1つは、市外の方の件なのですけれども、4名ということでしたけれども、生涯学習センターの

ときもそうでしたけれども、市外の方で私全部知っているわけではないのですけれども、何人か私  
が知っている人が来ているのは、明らかに特定の意図を持った人たちと。具体的に言えば、自治基  
本条例に反対する人たちが来ていたと思います。何人かは入っていました。それで、そういう意図  
を持って来ているわけですから、何で市外の人かという、そういう、彼らにしてみたら目的ははっ  
きりしていたので、受けるほうは気にしなければいいのではないかというふうに、私はそう思いま  
す。

それから、今藤井さんが言われた議会報告会を今後やるときの感想を述べられたのですけれども、  
私聞いていまして、議会報告会、難しいなと思いました。30名ぐらいしか集まらないでしょう。  
集まっている人は、自治会長とか意識の高い人が集まってきているのですけれども、そういう人だ  
けではなくて、一般の市民に関心を持って議会報告会に出てもらうためには、やっぱり工夫が必要  
だなと。どうやったら議会報告会、今後やるときに集まってもらえるかという、例えば議員同士  
が討論をするというのをみんなに見てもらうと。ごみ問題とか、環境問題とか、そういうことにつ  
いて議員同士が討論するのを市民に見てもらうとか、それから再々テーマになっている議員定数の  
問題なんか、市民の間でも余り減らすべきではないという人と減らすべきだという人の意見あり  
ますので、そういうのも市民の前で討論をするという、そういうことをやれば議会報告会の、もち  
ろんそれだけやるのではなくて、議会報告をした上で、プラスアルファとして議員同士の討論も入  
れるというふうにしないと、なかなか動員が難しいのではないかというふうに、私はそう感じまし  
た。

以上です。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 今回、議会基本条例の報告会、これ南流山と北部、終わったわけですがけれども、全体  
的に見まして31名と26名、特に北部のほうは直前まで余り来ていなかったのが心配しましたけれ  
ども、一定の評価があったのではないかなというふうに私は思っています。多少議員の意識の問題  
もごさいますけれども、これだけ集まってあれだけの議論がされれば、ある一定の評価があるの  
ではないかな。多少藤井委員、反省もございましたけれども、これは全体的に見てはよかったの  
ではないかなと、そういうふうに思います。

それから、やはりこれからの課題なのですけれども、藤井委員からも言われました。北部地区で  
は、私は余り発言しないようにということを言われましたけれども、やはり私いつも感じていたの  
ですが、議会基本条例の特別委員会に参加している議員がほとんど発言なのです。それで、うちの  
会派の内部でも、この件につきましては、いろいろ動員の問題とか、それからこれに参加する場  
合はきちっと見てきなさいということで資料なんかも配付したのですけれども、なかなかその意識の  
ずれがあるということで、ここら辺を来年の3月上程予定ですので、それに向けてなお一層、特別  
委員会だけの問題ではございませんので、これは議会全体の問題ですから、そこら辺の問題をひと

つ今後考慮していく必要があるかな。

それから、もう一つは、31名と26名の意見がこういうふうに出てきたわけです。これはどのように議会基本条例の中に組み込むのかと。こら辺がひとつ課題かなというふうに思いますので。私もその2つの課題については真摯に対応していきたいと、そういうふうに思っていますので、これを踏まえてどうするのか。これから話し合いになると思うのですが、そこら辺をきちっとやっていかなければいけないというふうに感じました。全体的には、私は流山市議会として市民とこういうふうに話し合っ、これは初めてでございましたので、それで31名、26名、そういう形ではよかったのではないかなと。細かいことはいろいろあると思うのですが、全体的にはそういうふうに感じました。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 感想ですけれども、南流山センターのときもそうでしたけれども、非常にやっぱり質問のレベルが高いというか、やっぱり自治基本条例の市民協議会の皆さんが来ているのだろうなというふうに思うのですが、一定の議会についてのイメージだとか、そういうものがあって質問、発言していらっしゃる方が多いということは今回も感じました。だから、質問事項が非常にやっぱり難しい質問というか、例えば厳罰をもってというふうなことなんかも出てきました。そういう意味では非常に高度な中身で、まだこの委員会の中で議論されていないところがかなりあって、そういう意味で言うと、特別委員会の中で答えをその場で返していくのも大変な状況で、特別委員会の議論に参加していない議員さんがやっぱり答えていくというのは難しい。そういう意味で言えば、これから条例が始まった後の議会報告会とはちょっと違う性格のものだということはあるのかなというふうに思いました。

あとは初めて議会として外に出ていって意見を聞いたということですので、いろいろ意見だとか、質問だとか出されたものを検討しながら条例にどう反映させていくのかということと、さらには出ている意見もやっぱりごく一部の意見だということも踏まえながら、バランスよく取り組んでいくことが必要なのかなというふうに思いました。

ちょっとこの前の北部公民館のところでは、私も出張る意思はなかったのですが、何か最終的に結構なってしまって、そういう意味では意図しなかったのですが、もっと皆さんで答えられればよかったなというふうに思います。

以上です。

松野豊委員長 高橋ミツ子委員。

高橋ミツ子委員 ここまで振り返ってみて、よく委員長も流山らしさという言葉をよく言っていたと思うのだけれども。では、何を流山らしさというとならえをするか。らしさというのは難しいです。例えば流山らしさといったときに、一番メーンのつくばエクスプレス関連の新しいまちづくりをどうするというときの流山らしさだとか、あるいは愛称というか、いろんな施設の名前なんか募集す

るに当たっても、らしさ、らしさとよく言われるのですけれども、この議会基本条例を策定するに当たっての流山らしさといったときに、まず議員同士が対等な立場で自らが議員は何をすべきか。本当に基本の基本をとらえて理解を共通認識で持っていった上で、条例策定に当たっていく。そして、そのときにらしさは市民の前でシンポジウムを開いたり、そしてこのような北部、南部の報告会をしてきた。そして、これからまたそれを振り返って行って成文化していく。そういうところが流山らしさというとらえ方で世間一般、他市にも及ぼしていくというのであれば、らしさはもう少しこれにまだ研究を重ねて上程までに何らかの方法をとらえていけば流山らしさが出るのだろうかというふうに私は考えました。今までやってきた過程は、私はよかったのだろうというふうに思います。それは厳しい意見、いろんな立場の人が来ているけれども、これから意見の部分については議論するのだろうと思うので、後で申し上げますけれども、大変よかったなというふうに思います。自信を持ってこの議会基本条例の策定にさらに向かっていくという姿勢が大事なだろうと思いました。

松野豊委員長 伊藤實委員。

伊藤實委員 本当に報告会、御苦労さまでした。2回やってみると、性格がやっぱり幾らか違います、内容的に。第1回目と2回目という、そのことの経過もあるのではないかなと思います。ただ、いろんな意見が出るのは当たり前で、あの程度しか出なかったというのは、人数が少なかったせいもあるのでしょうか。ただ、それはみんなそれぞれ持論を述べているわけですから、これから骨子から成文化されていく中では、協議会でも特別委員会でも十分これからやるわけですが、なかなか成文化するときの言葉じり、非常に難しいのかなというふうな感じを受けました。ただ、今回報告会という形でやられたことは、これからいろんな意味で新しいスタートという考え方でいいのではないかなというふうに感じました。

以上です。

松野豊委員長 よろしいでしょうか。

田中美恵子委員。

田中美恵子委員 今回のことは、南部とそれから北部と2カ所です。そうしますと、東部というほうは、本当に置き去りにされておりまして、高齢化していますし、それから交通の便がとてもスムーズにいかないのも、やっぱりそこまで行くというのは大変だということと、それから余りこのことについて関心が、私は皆さん情報は余り入ってこないということもあるし、ちょっと薄いのではないかなと思っています。中には行ってすごくおもしろかったという方もいらっしゃいましたけれども、本当にそれは一部でもって、例えば市長のタウンミーティングなんかやりますと、市長がびっくりするぐらいに、東部公民館やった場合なのですけれども、すごく集まるのです。だから、やっぱりこれは交通の便、そういったこともあるのではないかなと思います。

松野豊委員長 よろしいでしょうか。

あと、では草間研究員、お願いします。

草間研究員 実はつい先日、議会報告会や意見交換会に際して、議会では画期的なことが全国で起こりまして、岩手県議会なのですけれども、それこそ議会基本条例の県議会では、これまれとなる議会報告会、骨子案についての報告会、意見交換会が、岩手県議会の特別委員会が開催されました。岩手県議会の特別委員会の素案では、実は一問一答方式や議長の立候補制については、これは骨子案では書かれていなかったのです。議会報告会を県内で重ねるに当たり、県民の方々からやはり一問一答は必要なのではないか。流山の皆さんみたいに非常に熱心な議員、市民の方、県民の方いらっしゃって、また議長の立候補制についても必要ではないかという声が県民の方から聞こえられた結果、実はその後の特別委員会で、その2つについて素案に盛り込まれることになりました。これは県民の声が素案に反映されるという、非常に議会的には画期的なことが岩手県議会では起こりました。

やはりこういう報告会というのは、一般的には今までの議会の流れで言いますと、ガス抜きといえますか、やって終わりというところが、非常にそういう意味合いが強かったのですけれども、今回のやはり報告会では、非常に活発な御意見をいただいて、特にその議員提案条例について市民の皆様、非常にやはり皆様に期待されているところが多かったですので、これを盛り込む、盛り込まないは、今後の御議論になると思うのですけれども、こういったものをしっかり受けとめて、委員の方々にやはり今回、余り人が集まらなかったのではという心配があったと思うのですけれども、私が見る限り、やはりこの議会基本条例という非常に専門的な事項でございますので、こういった後の、条例制定された後のその皆様の報告会について、実は真意が問われるところでございます、この2回の報告会を経まして、皆様が蓄積されましたノウハウをぜひ次の機会に反映してくださいと、実は会津若松市議会、議長、副議長、この前、御視察に行かれたと思うのですけれども、あれはもう議会基本条例を上げて、既に議会基本条例で制定された報告会、意見交換会をやっておりまして、これが実は非常に成功をおさめております。そういった事例も皆様、確認し合いながら、皆様の流山方式でぜひこの報告会の今後についてつなげていってくださればよろしいのではないかなと、そこが一番の意義だというふうに考えております。

以上、失礼いたしました。

松野豊委員長 ありがとうございました。いろいろ御感想を各委員からいただきまして、ありがとうございました。ちょっと順不同になりますが、私も一応皆さんの御意見に対して見解を述べておきます。1つは、特別委員とそれ以外の議員さんの意識の乖離があるのではないかというお話について、これはある程度やむを得ないかなというふうに思いつつも、それを放置してはいけないと思うので、どのタイミングがベストかはちょっとまた皆さんと協議したいですが、成文化の第1案が上がってきたぐらいの段階で、全員協議会方式で何かちょっと勉強会的な、意見交換会的な、特別委員とその他の議員の意見交換という形でもいいかもしれませんし、勉強会的なものを催せばいいの



かなというふうに思います。それから、全般的には皆さんがおっしゃっているように成功かなと。大成功とまではいかないと思いますが、成功かなと、よかったかな、やってよかったかなと思ってます。これは人数的に含めても、これぐらいが現実かなというふうに思います。ただ、現状に甘んじることなく、委員さんからも御指摘があったように、運営方法の再検討であったりとか、広報の仕方あるいは内容等々については、今後もより高い目線で皆さんと協議していければなと、いけたらいいのかなと思います。最初の初めての試みとしては、この20名から30名ぐらいの人数がベストだったのではないかなというふうに思います。だんだん回数を重ねれば我々自身にもノウハウといいますか、そういうものがついてきますので、少しずつ人数が増えていけばいいのではないかなというふうに思います。

それから、開催場所の再検討、開催場所については十分議論をして、物理的に時間的に考えて2回ぐらいしか、2回が手いっぱいだろうということで、南と北という形で分けたけれども、今後については再検討、今後というのは、この特別委員会で意見交換会、議会報告会、報告会的なものをやるというのはちょっと来年3月までは難しいですが、それ以降、議会としての報告会なり、市民の方との意見交換会をする場合は、少し開催場所は再検討をしたほうがいいのかなというふうに思います。

それから、流山らしさについてもお話がありましたが、これ当日も質疑、応答でありましたが、ちょっと私の受け答えもあいまいになってしまったのですが、流山らしさというと、一般的にはこの特別委員会でも以前議論になりましたが、まちづくりというか、まちとしての流山らしさということ議論しがちなのですが、これは議会基本条例をつくっているのであって、要するにまちづくりの流山らしさではなくて、流山らしい議会運営とは一体何なのだ、あるいは流山らしい議会基本条例策定のプロセスとは何なのだということに力点を置いてというか、基準を置いて議論しないと、つつい流山らしさという言葉がちょっと言葉の意味が広いので、あと一般的に使われているのは、まちとしてどういうらしさを発揮するかというほうに意識が行ってしまいがちなので、ここはしっかり立ち位置を、我々は議会基本条例策定特別委員会ですから、議会基本条例のもちろん中身に流山らしさを入れていかなければいけませんし、議会運営そのものであったり、あるいはこの条例をつくるプロセスの中での流山らしさとは一体何なのだということをしまた今後も議論していけたらいいのかなというふうに思いました。以上でございます。

それから最後に、やっぱりこれ2回とも成功裏に終わったのは、その陰にはもちろん皆さんの御理解と協力もあるのですが、やはり議会事務局の職員が休み、休日にもかかわらず出ていただいて、サポートいただいたことが非常に強くあるかなと。あとはもちろん早稲田大学の草間研究員も、ちょっと前回は御都合で御欠席でしたけれども、10月25日もお越しいただいて、先ほどもアドバイスをいただいたように、外部からの視点でアドバイスをいただいているということで、我々議員だけではなくて、その職員あるいは専門的知見の早稲田大学のマニフェスト研究所、それから何よりも

御参加をいただいた市民、市内外問わず、御参加いただいた方々にも感謝の念を忘れてはいけななというふうに思います。

とりあえずその感想、まとめは以上にしたいと思いますが、早速要望のほうの回答案づくりに入りたいと思います。お手元の要望シート、速報値集計表をごらんください。一応10時半前後でたんまたいつものように休憩をとりますが、ちょっとできればこれ今日中に全部終了したいのです。次第を見ていただくとわかるのですが、今日やりたいことは、この回答案づくりだけではなくて、今後の議会基本条例の成文の進め方について協議をしたいのと、あと今後のスケジュール確認もやりたいと思っています。これも恐らく1時間ぐらい議論が必要かなというふうに思っていますので、ちょっとスピードを上げていきたいと思いますので、御理解と御協力をいただければと思います。

お手元の速報値集計表をごらんいただいて、再度説明、先ほどとダブりますが、網がけのものはもう前回、10月25日のものです。回答案も前回の特別委員会で皆さんと協議をして、これでいいねというものが入っております。今日は網がけをしていないところが去る11月15日の要望シートに市民、参加者の方から御記入していただいたものですので、これに対する回答案を考えていきななというふうに思います。

早速入りますが、前文からです。「10年後の議会の姿、理想像をどう描いているのか、明らかにしてほしい」ということで、これは当日、質疑、応答というか、意見交換の中でもいただきましたけれども、まさにそのとおりかなと私は個人的には思っています、成文化の中、成文化していく中での議論かなと。「成文化の中での議論となると考えます」というふうに、ちょっとこれお配りした資料と済みません、画面上が若干表現違っているのですが。画面上のほうをちょっと基準にしていただけたらと思います。また後日改めてお配りはしますが、修正をかけていただければと思いますが。「成文化の中での議論となると考えます」というふうにしましたが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 よろしいですか。

では、次いきます。「キーワードに政策立案能力の強化がないのは残念」と。これ前文の中のことだと思いますが、「これも成文化の中での議論となると考えます」というふうに入れしました。政策立案能力の強化については、第8章だったかな、ちょっと待ってください。議員研修の充実強化が第8章にあります。そこで政策立案能力を高めるためにという骨子の段階では入っているのと、あと議会事務局の職員の強化のところでは立法能力を高めるためにというふうに入っていますが、これは前文でその辺の議会の政策立案能力を高める、強化するか云々ということを入れるかどうかというのは、またその前文をつくっていく中で議論していけばいいのかなということで、「成文化の中での議論となると考えます」というふうにしましたが、いかがでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 政策立案能力、そのほかに議員間の自由討議というのがあるのだ。第5章ですか。やはり今までは規定のあれに従って、賛成か、反対か。その討議が非常に多かったのですけれども、ここにあえて議員間で自由に討議していこうと。そこら辺を中心として、十分な論議とか、流山市で重要な課題に対して、各課、各党を超えて十分な議論とか、討議をした中で政策形成をしていく。これは、今までもやられている常任委員会も一部あると思うのですけれども、これをさらに活発化させてやっていく必要があるかなと。ここら辺の自由討議というのがやはり大きく出していく必要があるかなと、そういうふうに思います。

松野豊委員長 回答案としてはこれでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 それでは、次にいきたいとします。

1章、目的のところ。「条例第1条、目的に市民に開かれた議会とあり、議会でやし、居眠りが見られ、傍聴している市民から見ると、これが市民から選ばれた議員の議会かと思われることがある。目的の前に綱領等を設けてはいかがなものでしょうか。例えば1、市民のために〇〇〇、※この条例に反した場合を明確にしてください。すばらしい条例にしてください」ということで、これ後ほども出てくるのですが、ほかの要望でも出てくるのですが、どちらかという、罰則規定的なものであるとか、そちらの意味合いなのかなというふうに思いましたが、一応回答案としては、「ありがとうございます。条例制定の形式があるため、綱領を設けることはできません。条文内容とは別に解説や運用基準を策定する予定です。条例に反した場合は、必要であれば、条例の範囲内で別に罰則について協議することとなりますが、原則的には性善説で前向きに改革に取り組みます」、いかがでしょうか。ちょっとこれ僕の性善説とかかなりあれが入っていますけれども、どうぞ御指摘ください。

乾委員。

乾紳一郎委員 綱領は設けることはできませんのは、それでいいと思います。それである内容、やしとか、居眠りとかということなのですけれども、9章の議員の政治倫理のところ、議員の倫理の自覚と自治条例の充実とあるのですけれども、もう一方でここで議員の品位だとか、品格という問題を言葉に入れることも検討というふうに入っているのですけれども、こういう中で議員としての品位、品格というか、それについて議論していきますというふうなことのほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども。

松野豊委員長 すると、第9章の議員の政治倫理の項目で、議会のやし、居眠り等については、第9章の……ちょっと待ってください。打ちながらやります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 見えますか、画面。大丈夫ですか。もう一回ちょっと読みます。「ありがとうございます

ます。条例制定の形式があるため、綱領を設けることはできません。議員のやし、居眠り等に関しては、第9章（議員の政治倫理、身分及び待遇）の中で品位、品格についても特別委員会で協議を重ねます」と、これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、次いきます。

第2章、議員の活動原則の中で「今後は議員の自己研さんがますます求められます。さらに議決能力を持つ集団（議員）が政策提案的な条例提出能力を磨くことが望まれます」ということで、回答案が「第2章の議員の活動原則に議員の自己研さんを規定しており、さらに具現化する制度として、第8章には議員の研修、充実強化を規定しております」、これでよろしいですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 これに加えてほしいのですけれども、会派の役割もそこに位置づけていますとか。そうだよ、たしか会派。政策を中心とした同一理念を共有する集団、1章、2章。

〔何事か呼ぶ者あり〕

乾紳一郎委員 と位置づけており、会派の役割も重要になってきますとしたら。

松野豊委員長 第2章（議員の活動原則）に議員の自己研さんを規定しています。さらに会派についても「政策を中心とした同一理念を共有する議員集団」と位置づけております。第8章には「議員研修の充実強化」も規定しておりますと、これでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、次いきます。

第3章、市民参加及び市民との連携のパートで、「議員は市民の負託を受けて代表となっているので、施策の議決に当たっては、自身の考えに従って賛否を決意すればよいが、その判断が市民全体にとってよいか悪いか判断しにくい場合、広く市民の声を聞く必要があると思う。このとき偏って市民の声を聞いた場合、市政はうまくいかなくなります。したがって、個々の施策についての市民の声を聞くに当たっては、特定の団体が市民の声としてまとめたものを採用するのは非常に危険であると思う。この点を自治基本条例も含め配慮された条例制定をお願いしたいと思います」ということです。これも僕の価値観がかなり入ってしまっている案なので、ちょっと皆さんにまた代案おっしゃっていただければいいと思うのですが、回答案、一応読み上げます。「議会制民主主義にのっとり、白紙委任をしている選挙民やサイレントマジョリティー」、これちょっといわゆる声なき声みたいなことですが、「サイレントマジョリティーに対する配慮を政治上どこまでどのようにして担保していくのかということは、特別委員会を初め議員全員で今後も議論を重ねたいと思います。インターネットの有効利用というのも、数ある一つの手段かもしれません」というふうに書きましたが、皆さん御自由に御意見いただければと思います。

乾委員。

乾紳一郎委員 この点については、議会はどの団体とどの、これちょっと考え方が、どの団体を支持しているとかないので、異なる意見があった場合には、それぞれを議論の過程で俎上にのせるわけでしょう。そういう場というのは、議会の場で言えば、例えば意見交換会もいろんな団体と意見交換会をするということだし、実際審議に当たっては、それは公聴会だとかいう形でやっぱり酌み取っていくべきだということ。そういうそれぞれ同じ市民の声として受けとめるというのが、それが議会の役割で、それは判断をするのは、やっぱり議員だけということだから。

松野豊委員長 おっしゃるとおりだと思うのです。これをどう回答するかというのが、回答案として。僕のもちょっと済みません。わかりづらい、自分で書いておいて済みません。あれなのですけれども、この回答案もちょっとわかりづらいと思うのです。

乾委員。

乾紳一郎委員 「議会としては、特定の団体の声のみを採用することはありません。審議の過程で広く市民の御意見を伺い、議会として判断をいたします」でいいのではないかと。参考人だとか、公聴会の制度を活用する中でというふうに入れる……

松野豊委員長 では、これここかな。

乾紳一郎委員 する中で。審議の過程ではそうだし、あと審議以外というか、日常的なところでは意見交換会とか、議会報告会とかというのはあると思いますけれども、市民参加の機会を広げる中でということだと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 実際問題、今回の議会基本条例というのは、市民に開かれた議会ということで、市民の声をいかに議会が反映していくかが問題なのだ。ですから、また自治基本条例、今やっています。それについても、市民参加の問題、市民の声をいかに組織的に議会とかあるいは行政に反映していくかと、ここら辺も一つの大きな課題なのです。ですから、こういう形でやっていったらいいのではないのでしょうか。実際問題、また私の宣伝するわけではないのですけれども、八木地区自治会連合会ということで、定期的に地区の代表者との懇談会を開いて、地区の実情とか、そういうものをとらえて、また行政との懇談会もやっていると、そういう地区もあるわけです。ですから、さらにそれを進めさせるように持っていく必要があるのではないかな。ですから、乾さんが言われたような形でいいのではないかなと。

松野豊委員長 では、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 あと20本ありますので、30分ぐらいで頑張ってください、次いきます。

「市民に開かれた議会なので、市民参加及び市民との連携の位置づけはよい。しかし、10月4日のフォーラムでは、1段高い立場から説明するのだよというように感じました。間違えかもしれませんが、一歩進めて、議会と市民との協働という言葉を使ってはどうか」、回答案です。「10

月4日に開催したシンポジウムは、現在取り組んでおります議会基本条例の内外への発信と市民の皆様からの御意見をいただくことを目的に開催したものです。決して高いところからという意識はございません。また、市民との関係については、成文の中で議論してまいります」、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、「各議員が後援会など身近な団体に報告し意見を吸い上げればよいという意見には賛成できません。今回のような超党派の議員との公開された報告会を望みます」、回答案です。

「各委員の個別の報告会も市民意見の把握の場として大切な議員活動であると考えます。今回、議会基本条例に位置づける報告会は、御意見いただいたとおり、流山市議会の全議員により開催する報告会です」、望みます、だからやっていくので、ちょっと自分で回答案つくっておいてあれですけども、ちょっとあれだな。報告会を検討中です。これでいいですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 全議員という言葉にちょっとひっかかってしまうので。全議員でもなかったし、それから今後の場合も、そんなに全議員が集まってもしょうがない部分があるので。ただ「流山市議会として開催する」でいいのではないかな。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 この質問の趣旨は、議会としての報告会をやってほしいということであって、議員が個々に報告会やるのが議会の報告会ではないと言っているわけです。だから、右のほうの回答も、個人の報告会も大事だとか、これはもう削除です。こんなの要らない。それで、議会として報告会をやりますということをお答えすればいいです。

松野豊委員長 ただ、いいですか、これ議論で。ただ前半「各議員が後援会など身近な団体に報告し意見を吸い上げればよい」という意見には、この方は賛成できませんと言っているのです。賛成できませんと言っているのですけれども、ここで議論しなければいけないのは、これ回答案なので、僕個人の考えというか、だから特別委員会でフィックスすればいいと思うのですけれども。私は個人の後援、この方は賛成できない、つまり反対だとおっしゃっているけれども、各議員が後援会などの身近な団体に報告し意見を吸い上げるということも議会としては大事な要素だと思ったので、こういう回答にしたのです。だから、別に削りたくないということではなくて、ここで今特別委員会で議論して、これは削っていいのではないかということになれば、削って構わないのですけれども、両方ありではないかなと思ったので。

高橋ミツ子委員。

高橋ミツ子委員 市民から選ばれた議員となって、もちろん後援会どうのこうのではなくて地域、主に流山市内全域を把握して、全域の活動をしているというのは、特別御相談を受けたりとかというのはあるにしても、主に地域の報告会あるいは議会報告をしていくということは、議員個人の姿勢

として、私非常に大事なことだと思っています。だから、それを要らないというふうに考えてしまうと、では議員はそれを市民から認められないならばやらなくていいのかというふうな、私ちょっと、私は前回、全部ここで出しておりますが、非常に大事なことであるものと思っていますから、これは委員長がお答えになったような個人の活動としては大事であるという認識でいいと思います。ただ、超党派なり、議会として、また別のいろんな、個々にはいろんな考えが別であっても、市民に対して超党派、議会全員でという全員は削除するにしても、市議会として報告会を行うということでプラスアルファで私はいいのではないかと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 議員は、地区の問題と流山市全体と、これが議員として要求される点です、市民に対して。どちらがウエートがどうのこうのというのは、年数によってどういうふうに変化していくかということもありますけれども、その2つの要素はあると。特にここで指摘するならば、これからは報告会のほうを前面に立てて、こういうこともその下に、議員としては、これは後援会とかその他のことも兼ね備えてやりますというような形に切りかえればいいのではないかと。

松野豊委員長 伊藤實委員。

伊藤實委員 今委員長の回答の前段の分については、これはそのまま載せるべきだと思います。そうでないと、質問の頭がこうなっている関係からすれば、削除すべきではないと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 実際問題は、今まではこういうことはやられていなかったのだ、全体でやる報告会というのは。会派ではやりました。会派ではやっているところあると思うのだけれども、全体ではやられていない。だから、私はこの上下関係は、はっきりさせるべきだと。これから強調すべきはこうですよと。

松野豊委員長 そのとおりなのですが、ただ今議論しているのは、この要望に対する回答を議論しているのです。要望はそのまま事実のとおり、要望書に書いていただいたものをそのまま写したやつなのです、左側。「各議員が後援会など身近な団体に報告し意見を吸い上げればよいという意見には賛成できません」、これ多分個別でこの方がちょっとどの方かと特定はできないのでわからないですが、別に例えば11月15日、当日そういう意見が我々から出ていたという事実はないわけです。だから、恐らくこの要望を書いていた方の周りで議員さんが知り合いでいらっしやるのか、通常そういうことになっていますよねというような意味合いで書かれていると思うのですけれども。今回のような「超党派の議員との公開された報告会を望みます」というのは、これはある意味、11月15日のこの報告会を純粋に評価していただいているというとらえ方もできるかなと思っているのですけれども。いずれにしても、もう一回戻りますと、今の時間帯は、このいただいた要望に対する回答書を皆さんと協議したいので、今この出している回答案でいいかどうかというところで御議論いただければと思いますが。その中で酒井委員のほうからは、先ほどこの方の要

望を書いていただいた意図を察するに、要するに超党派のほうで今後もやってくれという意見だから、前段は要らないのではないかという御提案が出て、私としては、でもこれ前に賛成できませんとあるのでこういうふうな形、このままがいいのではないかという議論です。

戸部委員。

戸部源房委員 意見としてあったのがどういう意図なのかということも踏まえて私言いましたけれども、それは今回具体化する中でやればいいことで、私は報告会は前面に出して、それが下だというふうに見ていたのだけれども、意見に対してのそういう形でしたら結構です。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行委員 この要望の文章をちょっと分析しますと、少し誤解をしている部分があって、後援会ですとか、身近な団体に対する要望だけを吸い上げているというようなことが強く強調している部分で、一部の支援者にだけ利益を誘導するような発言になるのではないかというような誤解ですか、それと別に個人の議員の報告会を否定しているのではなく、この一部だけ利益が誘導されてしまうというようなことに対する批判で、全体的、議員全員、議会全体で今後はやっていくべきではないかというようなニュアンスだと思うので、一応委員長の文章にもある議会報告会、個人の報告会というのも私は大事だと思っています。その辺の誤解も払拭できれば本当は一番いいのですけれども、今ちょっと文章が頭の中に浮かんでこないんで、一応私の見解はそういうところです。このままでいいです。

松野豊委員長 では、よろしいですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 私もこのままでいいと思います。というか、削ったとしても、余り意味がない。加えても、削っても余り変わらないというふうに思いますので、このままでいいです。

松野豊委員長 では、次にいきたいと思います。

第9章、議員の政治倫理、議員と公務員の倫理について。「昨今、議員と公務員の不正は目に余るものがある。役人の不正の歴史は、1400年前の聖徳太子以来続いている。もう役人の良心を期待していても改善されない。したがって、罰則を厳しく金銭（税金）上のトラブル、業者との癒着に対しては免職するとしてほしい（自治基本条例も含む）」、回答案です。「性悪説ではなく性善説で流山市議会の改革に邁進する所存ですので、御理解をいただきたく存じます」というふうになりましたが、これも済みません、僕の価値観かなり入っていますので、どうぞ御指摘ください。

乾委員。

乾紳一郎委員 会場でもこの手の質問が出て、どう答えたらいいかということで、ちょっと思ったのですけれども。要するに免職とか、そういう罰則というのは、法律で決められているのです、当然、全部。だから、その法律、例えば自治法だとか、それから刑法だとかで決められている範囲を超えて罰則をつけるというのは、難しい部分があるのだ。ただ、それに触れない範囲でやることはでき



るのだけれども、これは非常に難しい議論だというふうに思います。かなりほかの人からもこういう声が出たけれども、やっぱりちょっと免職という問題も出ているので、職員の人のだなたかの見解も聞きたいのだけれども、非常に難しいと思うのですけれども。あと、草間さん、もしあれば。松野豊委員長 吉原さんでないとわからない。わかる、事務局で。

では、倉田次長。

倉田議会事務局次長 では、職員に関してなのですけれども、当然私たちも自治法あるいは地方公務員法に基づきまして、分限処分など、それに基づいて私たちの身分は逆に言うと保障されているということになりますので、やはりこれが市独自の条例なり云々。ただ、今仮によく言われている公務員等の飲酒運転等で、基準等が不明確というか、ありましたけれども、それは一応内部等の規定で、仮に飲酒運転した場合は懲戒免職とかという、分限処分というか、そういう処分には今現在なっております。一応職員の罪的というか、その処分に関してはその程度なのですけれども。

松野豊委員長 地公法。

倉田議会事務局次長 地公法で。はい、地方公務員法で私どもは。

松野豊委員長 議員の罰則はどこになるの。倫理条例、それとも地方自治法、議会会議規則。会議規則、ちょっとこれわかる。

草間研究員。

草間研究員 法的なものにつきまして、私は不勉強で大変恐縮なのですけれども、この場合の書き方としましては、議員の皆様が既に制定した流山市議会政治倫理条例が、これは議会で制定されたものでございますので、こちらの御議論かなというふうに思います。なので、この議会基本条例の議論の中では、皆様の中でそこまで踏み込めないのかなと。政治倫理条例の御議論ということだと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私も現状ではそこまでは踏み込めない。それで、実は第9章のほうで政治倫理と身分及び待遇の中で、倫理条例の問題遵守と、それから品位、品格ということをやっています。こちら辺でしっかりと議員の品位、品格を保って流山市民のために一生懸命やりますという形だと思うのだ。これは性善説、性悪説もいけれども、こういうふうに規定してきちっとやっていますよと。

松野豊委員長 回答案をちょっともう一回つくって見たのですが、免職や罰則については、法律で別に定められていますとうたってしまっていていいかどうかは、ちょっと後で確認します。職員はそうだけれども、議員はちょっとその辺どうかというのはあれなので、法律かどうかというのがわからないので、これがもしかしたら会議規則になるかもしれませんが、条例となるかもしれませんが、一たんちょっと仮置きします。「免職や罰則については、法律で別に定められています。その範囲を超えて罰則規定を設けることは難しいのですが、それに触れない範囲で規定するかどうかについては、政治倫理条例との整合性も含めて、今後、特別委員会だけでなく議会内で議論を重ねます」、

どうですか。よろしいですか。あとはちょっと法律との関係は後で法制担当の職員の吉原さんにもちょっと確認をしながら整理しますけれども、一たんこれでよろしいでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 それでいいと思います。議員の身分を失うのは除斥しかないはずなのだ。だから、刑事犯罪確定したって議員は居座れるわけだから、そういう意味では。

松野豊委員長 そうですね。ちょっとこれ後で整理します、また。

次いきます。10章、最高規範性。最高規範性の定義に関し、議会運営に係る最高規範は不適切な用語の用法ではないか。（議会活動における最高規範ではないのか）ということなのですが。ということで、これ別に回答案というよりも、回答になっていませんけれども、辞書で運営と活動をちょっと調べてみたのですけれども、それをちょっとプリントしてあるのと画面上に出してありますが、両方とも名詞で、ここに書いてあるとおりです。運営は、団体などの機能を発揮させることができるように組織をまとめて動かしていくこと。活動は、活発に動くこと、ある動きや働きをすることです。2番で活動写真の略とか入っていますけれども。この辞書を引く限り、私は運営でいいというか、どちらでもいいかなというのもあるのですけれども、運営でいいのではないかなというふうに感じるのですが、いかがでしょうか、皆さん。

戸部委員。

戸部源房委員 全体的に議会基本条例の中で最高規範というふうにならしている場合は、運営なのです。これは全体のことを言っているわけです。活動となると、その運営に沿った活動ですから、これちょっと意味合いが違ってきます。最高規範という形になりますと、議会運営の最高規範と。例えば自治基本条例の問題もございませぬ。どっちが上かとか、どっちが下かとか。そうしたら、自治基本条例の場合も、そういう形で表現したら最高規範はいいのです。だから、私は今回、最高規範ということをやたらうならば、議会運営に「かかわる」、「係る」。「おける」か「係る」。「おける」でもどちらでもいいですけれども、そちらで表現されたほうがいいのではないかなと。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 これ成文化の中で……

松野豊委員長 では、回答としては、一応特別委員の見解としては、議会運営にかかわるで、このままでいいのではないかという見解だけれども、回答案としては、成文化の中で協議を重ねますとか、議論を重ね、ちょっと表現統一するので、さっきと。よろしいですか、それで。成文化の中での議論になると考えます。そうではないです。成文化の中で協議を重ねますと。「成文化の中での議論になると考えます」でします。

次、同じく10章、見直し手続です。「改善、改革において、継続は力なり」と言われています。現在28名の議員さんが参加して議会基本条例を策定し、改革を続けていこうという意思が伝わります。しかし、議員ががらりとかわったときに揺り戻しとにならないか心配です。そうならないしか

けを基本条例に盛り込めないでしょうか。新議員個人に任せるのであれば、若干心配です。何らかの歯どめが必要ではないでしょうか」、回答案です。我々市議会でも、議会基本条例の制定が議会改革のゴールではなく、さらなる推進のための新たなスタートであると考えています。まさに継続は力なりに同感いたします。条例が流山市議会の規範として機能する仕組みを今後も特別委員会で議論してまいります。

酒井委員。

酒井睦夫委員 これは、まさに議員がかわっても方針が変わらないという、そのためにこれ議会基本条例つくっているわけですから、回答としては、議員がかわっても変わらない普遍的な内容を考えていきますと、そういう回答でいいのではないですか。普遍的というのは、変わらない不変ではなくて、「普通」の「普」に、そうそう。内容にしていきたいと考えております。

松野豊委員長 いかがでしょうか、よろしいですか。酒井委員の御提案の回答で。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、このほうがシンプルでよろしいです。「議員がかわっても変わらない普遍的な内容にしていきたいと考えます」と、よろしいでしょうか。

次いきます。すばらしい骨子だと思いますというところです。何枚目かな、ちょっと済みません。僕ずっと画面で見ているので、あれですけども、大丈夫ですか、6ページ。6ページのところ、「すばらしい骨子だと思います。ただ、現状の議会を見ていると、実行できるのか心配です。これからの議会ですばらしいところを見せてください。期待しています。自治会として賛成していきます。頑張ってください」ということで回答案、「ありがとうございます。御期待に沿えるよう、議員一同、精進を重ねます」、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、すぐ下、「すばらしい条例の取り組みに感謝します」、回答案「ありがとうございます」、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 「今変わる流山市議会に期待しております」、これも同じです。「ありがとうございます。御期待に沿えるよう、議員一同、精進を重ねます」、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、「全体的に賛成する」、「ありがとうございます」、よろしいですか。「議会のやしを否定する意見も出たが、国会などでも白熱の場面ではやしがあり、このほうが緊張関係が見えてよい」、「ありがとうございます。今後、特別委員会で協議を重ねます」、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、「大変充実した内容に敬意を表します。議会改革の動きをどんどん進めていっていただければと思います」、回答案「ありがとうございます。御期待に沿えるよう、議員一同、精

進を重ねます」、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、「おおよそ理解でき、有益でした」、回答案「ありがとうございます」、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、「誠にすばらしい。実行できたら、なおよい」、ちょっと一応誤字脱字も含めて原文のやつを重視しないといけないと思うので、後で確認しておいてください、これ。今こっちは実行、「行く」ほうに直してしまいましたけれども。「ありがとうございます。御期待に沿えるよう、議員一同、精進を重ねます」、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、「立派なものだと思う」、これも「ありがとうございます」、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、「市内の優秀な人材がたくさん居る」、これも「居る」もちょっと何か違うような気がするのですけれども、漢字になっていますけれども、これもちょっと平仮名に変えておきますけれども、これも原文を重視してください。「人材がたくさんいる。この人たちを登用すべきだと思う」、回答案「今後、特別委員会で協議を重ねます」、よろしいでしょうか。というか、具体的にどう登用すべきかということはお書きになられていないのでわからないので、一応特別委員会内で協議を重ねますという答えしか。その質問の意図が、細かい意図はわからないので、これだけで。なので、先ほど出ていた参考人制度とか、そっちの方向はあり得ると思いますので、登用できる部分と登用できない部分があると思いますが、それは今後協議だと思しますので、回答案としては、「今後、特別委員会で協議を重ねます」、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、「議員定数は28名が多いとか、少ないという数だけをいうのではなく、28名の議員が緊張感を持って活発で有意義な審議が実施されているかどうか重要。実施されていれば、現状でよし。実行されず居眠り、レベルの低い議論など議会をばかにしているようであれば、市民の厳しい目で定員を減少したらよい。現状4名ほど不必要」と、回答案「今後、特別委員会で協議を重ねます」ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 よろしいですか。

次、「定数の問題、削減問題については、政策立案能力を高めた上で、全市的な地域政策を考えるのは、より少ない議員でよいのではないかと考えます。行政が縦割りに陥りやすいと現実感じます。この実現には、議会制度の根幹に触れる改革が必要となるでしょうし、人、物、金、情報を

もっと強化する必要があるでしょう。議員に政策秘書をつけることも一つの考えである。しかし、実際には難しい」、これも回答案「今後、特別委員会で協議を重ねます」でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、「議会機能を満足させようとする、それ相応の議員数は必要と考えます。ただ、市民から削減論が出るのは、役に立っていないと考えているからでしょう。流山市のよりよい住みやすいまちづくりに貢献しているのであれば（市民満足度が高ければ）、今の定数でもオーケーではないでしょうか。そこで、議員の評価制度、勤務評定みたいなものを取り入れることは可能でしょうか。選挙はマニフェストを義務づけ、それをベースに実績を第三者機関が評価することは可能でしょうか」、「今後、特別委員会で協議を重ねることとなりますが、議員の評価、マニフェストの問題については、議会運営委員会の議会改革の項目として議論することになると考えます」、いかがでしょうか。よろしいですか、これ。これ実はちゃんと答えていないのです。今読み返して。要するに、まず議員の評価制度を取り入れることは可能ですかと聞かれているのです。それと、選挙でマニフェストというものの提示を義務づけて、それをベースに実績、そのマニフェスト、多分これ議員に義務づけということだと思えるのですけれども。それをそのマニフェストをベースに実績を第三者機関が評価するということは可能ですかと聞いているのです。可能か、可能ではないかでは可能なのですけれども、いや可能、制度的には可能なのです。ただ、あとは議論です。流山市議会の中で、ではみんなでやろうとなれば、別に問題……では、ちょっとレディーファースト。

高橋ミツ子委員。

高橋ミツ子委員 選挙に立候補するときに、マニフェストで明確に自分の取り組む姿勢を知らせるというのは大事なことだと思うのですけれども。国会議員とか、首長はマニフェストが今もう出すということになっている。市議会の場合は、マニフェスト出しても、もしつくれたとしても、出しても、実現は難しいし、可能でないのです。だから、そういうところから、能力だけではなくて、そういう問題ではないの。私もちょっと調べているのですけれども、マニフェストについては。これは少しまた答えるのは別としても、議論は後でやっていかなければならないと思います。

松野豊委員長 高橋ミツ子委員のおっしゃるとおりで、公選法上、紙では頒布できます。ちょっとかなりグレーゾーンですけれども、御自身のホームページ、議員さんのホームページの中に私のマニフェストはこうですと入れておいて、そのまま要するにホームページ更新しなければ、選挙期間中も、一応それを見てもらうことは、かなりグレーゾーンではあるのですけれども、ありかなという感じですが、そんな感じです。

戸部委員。

戸部源房委員 議員も、先ほどそういうふうに言ったけれども、国会議員、それから県会議員、市長なんかも同じく、市会議員も自分はこういうふうにするよということをやって選挙に受かると、こういう形は今後必要だと思うのです。

それから、第三者の評価の問題ですけれども、報告会をやっていきます、報告会。マニフェストの問題もありますけれども、重要な問題に対して報告会、意見交換会とやっていくわけです。そういう中で、やはり第三者の評価ということで、自分たちがつくるのか、あるいは第三者でやるのか、市民の評価をもらうのか、ここら辺については、今後、特別委員会で議論する必要があるかな、そういうふうに思います。だから、これでいいのではないかと思いますけれども。

松野豊委員長 回答案としては、そのままいいという意見です。ちょっと挙がった順番で、済みません。

乾委員。

乾紳一郎委員 評価制度については、酒井さんのほうから提案があって、一つの形が、提案があって、一応このこれまでの議論の中では、3月には間に合わないだろうという話になる。ただ、議論をしていきたいと思いますという話ではあったので、これについては特別委員会で協議を重ね、さらにその後の議会運営の中で協議を重ねていきますということと、それから選挙のマニフェストは、今マニフェスト選挙には市会議員になっていないので、いわゆるマニフェスト、公約を中心にしたやり方というのは、今後やっぱり議会全体の中で議論していきますというふうにしていったらいいのではないかな。

松野豊委員長 ちょっと待ってください。一回ちょっと文章、整理してから酒井さんに言ってもらおう。ちょっと待ってください。「今後、特別委員会で協議を重ね、さらにその後の議会運営の中で協議を重ねていきます」、議員の評価についてはということか、これ。議員の評価制度。「議員の評価制度については、今後、特別委員会で協議を重ね、さらにその後の議会運営の中で議論を重ねていきます」、マニフェストの義務づけについてはです。マニフェストの義務づけについては、議会運営委員会の議会改革の項目ではないな。義務づけについても、公職選挙法改正の動きも含めて、今後議会全体で議論することになると考えます。一たんちょっとこれで仮置きします。

済みません。酒井委員、お待たせしました。

酒井睦夫委員 この人が言っているのは、ミシュランみたいな、ああいう第三者機関が評価してほしいということをしているのですけれども、実態としては、市民グループがやっているという例はたくさんあります。一番有名なのは、相模原の議会改革を考える会で10年やっている。これは、議員を一人一人全員にA、B、C、Dの最終的にランクをつけて、その理由も全部詳細書いて発表しているという議員の通信簿という形で出しているのです。そういうのは議会としてはできません。市民グループがそれをやっている事例はありますと。議会としてできるというのは、自己評価までしかできない。その自己評価については、今後検討していきますというぐらいの回答になるのではないですか、これは。議員の評価については、市民グループが実施しているという例はたくさんあります。相模原が一番有名ですけれども、たくさんありますということが事実です。ただ、それは議会としてはできません。議会としてできるのは自己評価までです。その自己評価については、今

後検討していきますという回答しかできないのではないですか。

松野豊委員長 そうすると、議員の評価制度については、「市民グループが実施しているという事例はありますが、議会として実現可能なのは自己評価です。今後、特別委員会で協議を重ね、さらにその後の議会運営の中で議論を重ねていきます。マニフェストの義務づけについても、公職選挙法改正の動きも含めて、今後、議会全体で議論することになると考えます」でいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 一応マニフェストのことが出ましたので、マニフェスト研究所ですから、草間研究員、何かあれば。

草間研究員 マニフェストの義務づけについては、これは選挙の順位もございまして、例えば皆さん議会として、あれは選管が出すのです。選挙公報は選管が出しますので、これは選管の事項となります。また、第三者評価につきましては、どちらかというとならぬマニフェスト研究所なのですが、そちらの第三者評価にありまして、これはもう皆さんの中で、先ほど委員の中から御指摘ございましたように、今後協議するということございまして、そのようにとどめていただいて。かつ恐らく12月、今度3月議会においては、その議員評価について義務づける議会基本条例も出てくると思いますので、今後の御議論でそれはよろしいかと思っております。済みません。マニフェスト研究所なのですけれども。

松野豊委員長 はい、済みません。今ちょっと43分ぐらいなのですけれども、ちょっと休憩をとろうと思っておりますが、ちなみにあと議論しなければいけない回答が25もあるので、ちょっと休憩しながら、回答案、ちょっと目を通していただいて、コーヒブレイクする人もしない人もいらっしゃるでしょうけれども、しながらちょっとこれ持っていってもらって、目を通しておいください。先ほど冒頭申し上げたように、今日はほかのもう一つ大きな議題もありますので、よろしくお願いたします。

では、15分休憩して11時から再開したいと思います。暫時休憩をします。

休憩 午前10時45分

---

再開 午前11時03分

松野豊委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

次はここです。「地域政策の立案機能の重視については、条例に盛り込んでほしい。この機能を強化するには、人、物、金、情報の要素の強化をしなければならないと思う。地域政策立案スタッフの増員、立案のための情報（データ）調査分析について条例規則に明記すべきでは」、回答案「第2章、議員の活動原則にあるように、立法機関として積極的な政策立案を目指していきたいと考えます。また、第8章にある議会事務局の体制整備や議会広報の充実などにより、機能充実を図っていきたいと考えております。条例とは別に解説や運用基準を作成する」、いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、次いきます。「すばらしい項目が並んでおり、ぜひ実現していただきたい。現状と今後についても、条文解説などで明らかにしてほしい」、「ありがとうございます。御期待に沿えるよう、議員一同、精進を重ねます。条例とは別に解説や運用基準を作成する予定です」、よろしいでしょうか、これで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次いきます。「一議員の仕事の量やこういう計画をしているとか、市の広報ではわかりにくいので、年に1度ぐらいは報告会や質問の場をつくってはどうか（各自治体レベル）」、これ「一議員の仕事の量や」ですから、回答は「議会報告会や意見交換会の開催により実施していきます」にしたのですが、これは先ほども議論あったように、議会全体としてやるものなので、この御質問というか、要望は、「一議員の仕事の量やこういう計画をしているとか、市の広報ではわかりにくいので、年に1度ぐらいは報告会や」となっていますが、一議員というのがかかっている、つまりこれ個人の報告会や個人の議員に質問する場をつくってはどうか、自治体レベルということだと思うのですが、いかがでしょうか。「議会の取り組みとしては、報告会や意見交換会の開催により実施していきます。一個人、一議員個人の報告会などについては、個々の議員の判断にゆだねられます」とか、それでいいですか。これどうですか。一議員だそうです。では、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、「流山市には議員がいるわけで、その方々を大きく分割し、その地域はだれが担当するのか、だれが担当しているのか不明です。（地域イコール地区）の議員の担当、この地区には〇〇議員が担当ですと明確にし、議会報告、問題事項の聴取を行うことが大切と思います」、回答は「議員は、市全体の福祉向上のために議会活動を行うのが、負託を受けた議員の本来の使命であります。したがって、担当地区制は適当ではないと考えます。しかし、議会報告会などの開催については、担当地区制も念頭に運用方法を研究していきます」、ちょっとこれは、あとはそれが一つの案で、もう一つの案は「今後、特別委員会で協議を重ねます」にするかなのですが、御意見あれば、いや、どっちかに。

乾委員。

乾紳一郎委員 ここに書いてあることでいいと思うのです。「議会としては」と入れて。要するに会派なんかでは、僕らの会派はちゃんと地域分けたりしているから、議会としてはということで、こういう立場でいいのではないか、書き方でいいのではないか。

松野豊委員長 「議会としては、議員は」ということです。議会としては、議員は、おかしい。議会としては、市全体……



乾紳一郎委員 「したがって」の後でいい。

松野豊委員長 「したがって」の後、ちょっと待ってください。これ何だった、最初。「議員は」でした。

乾紳一郎委員 「議員は」でしょう。市全体の。

松野豊委員長 議員は、市全体の福祉向上のために議会活動を行うのが、負託を受けた議員の本来の使命で……

乾紳一郎委員 あります。

松野豊委員長 というか、これ「議員は」って余計です。後ろに議員の本来の使命でありますだから、「市全体の福祉向上のために議会活動を行うのが、負託を受けた議員の本来の使命です。したがって、議会としては、担当地区制は適当ではないと考えます。しかし、議会報告会などの開催については、担当地区制も念頭に運用方法を検討していきます」、これでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、次いきます。「こういう会の進め方こそ議会改革への意欲、考え方が表出すると思います。さらなる創意工夫を期待します」、「ありがとうございます。御期待に沿えるよう、議員一同、精進を重ねます」、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 「議場に国旗、市旗を掲げていただきたい」、回答案「過去に検討した経緯がございます。現在、議員間の合意が図られておりませんので、掲げておりません」、よろしいですか、これ。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 「お互いの意思に対し恨みつらみを言わぬようにすること」、回答案「議員個人の言動については、議会において責任は持てませんが、少なくとも公の場で恨みつらみで活動している議員は当市議会には存在しません」、済みません。これちょっと僕の感情が入っていますけれども。これどうしよう。これでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 「生身の人間のすることであるので（ロボットではないということ）、お互いに認め合って流山市を形成していきましょう」、これ回答案「既にお互いを認め合って活動しておりますが、今後も精進を重ねます」、済みません。これもちょっと、とげがあるかもしれません。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、「議員はある程度専門家になってほしい」、「今後、特別委員会で協議を重ねます」でよろしいですか。ちょっと僕なりの考え方はあるのですけれども、これ価値観のぶつけ合いでもしようがないので、議会としては協議を重ねます。

乾委員。

乾紳一郎委員 第6章に委員会の活動というのを規定しているので、これもちょっと紹介をしたらいいのではないですか。第6章、委員会の活動に専門性を生かした委員会の運営について規定しております。委員会の運営を規定しています。引き続き協議をしてみたいです。

松野豊委員長 よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、「議会を活発にしてほしい」、「引き続き精進を重ねます」、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 「市民の声を聞く方法を研究されたい」、これも回答案なので、一応読み上げます。議会制民主主義にのっとり、白紙委任をしている選挙民やサイレントマジョリティーに対する配慮を政治上、どこまでどのようにして担保していくかということは、特別委員会を初め議員全員で今後も議論を重ねたいと思います。インターネットの有効利用というのも、数ある一つの手段かもしれませんが。さっき同じような回答をしたやつがあるのですけれども。

乾委員。

乾紳一郎委員 これも第6章、市民と議会の関係のところでは議会報告会とか意見交換会とか、参考人制度、公聴会の活用などの……3章、市民と議会の関係の中で、議会報告会、意見交換会の開催、さらに参考人制度、公聴会制度の活用などを盛り込んでおり、それらの活用の中で広く市民の声を聞いてまいります。

松野豊委員長 いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次いきます。「議員定数は今の状態がベストのように思う」、回答案「今後、特別委員会で協議を重ねます」、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 「市民参加議会があってもよいと思う」、「日本は議会制民主主義の国家ですので、選挙によって負託を受けていない市民が議員になることは不可能ですが、市民の方々の声を聞き、開かれた議会を目指します」、いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、次いきます。「今後、市議会に求められる役割として、1、首長に対する監視機能、2、首長の政策を修正し、代案を提示する機能、3、地域政策の立案機能、議員定数の条例が増えることが望まれる（直近1年では子育てにやさしいまちづくり条例は評価できる）」、回答案「監視機能としての議会、立法機関としての議会が、二代表制の中における本来の議会のあるべき姿であり、現在もそのように取り組んでおります。今後も議会基本条例の制定により、さらに推進に向けて取り組んでいきます」、これもだから「声を聞いていきます」だ、「まいります」っ

てちょっと表現統一するの、済みません。ちょっと前後しますけれども、さっきの「市民の声を聞く方法を研究されたい」の回答案「聞いてまいります」を「聞いていきます」に変えます。これいいですか、こっちの。済みません、前後して。今後、市議会に求められる役割としての回答はこれでよろしいでしょうか。よろしいですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 この3行目の「現在もそのように取り組んでおります」と、今もそうになっているよという感じもあって、ちょっと意識のずれがあるので、そこを目指していますとか。

松野豊委員長 そこを目指しています。よろしいですか。

戸部委員。

戸部源房委員 現在、そのように意識的には思っているのだけれども、具体的にはこれがルール化されていないということで、この前も議会と行政との関係で、市長が提案する計画、政策、施策事業に対する政策の七つのルールとか、いろいろ話し合われました。それもあるので、今乾さんが言われたような形でいいのではないかと。

松野豊委員長 ありがとうございます。では、このままいきます。

次いきます。「このような会を年に何回か計画し、実行してほしい」、回答案「今後、特別委員会で協議を重ねます」、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 ちょっと後で。一通り終わってからでいいのですけれども、協議と議論という両方、何かクロスしているというか、使い分けていないので、後でちょっと整理します。「市民の声を聞く姿勢に議員の方々のやる気を感じました。もっと自信を持って進めたらよろしいのではないですか。ただ、罰則は条例に必ず入れてください」、回答案「ありがとうございます。罰則規定については、今後も特別委員会で協議を重ねますが、原則的に性悪説ではなく性善説で流山市議会の改革に邁進する所存ですので、御理解をいただきたいと存じます」と回答案はしたのですが、さっき議論いただいた回答と同じ内容でいいかなと思っているのですが、あれどこでしたっけ。これか。

「免職や罰則については、法律で別に定められています。その範囲を超えて罰則規定を設けることは難しいのですが、それに触れない範囲で規定するかどうかについては、政治倫理条例との整合性も含めて、今後、特別委員会だけでなく議会内で議論を重ねます」、これに統一してしまっているのですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、「意見交換会の名称のほうが参加しやすいと思います」、「第3章、市民と議会の関係の成文化の中で議論していきます」、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次いきます。「骨子説明30分に対して、スライドの枚数が多過ぎたと思う（35枚）。

スライド1枚当たり2分間の説明としても15枚ぐらいが限界です。結果、内容の説明が長引いてしまった。もっと内容を絞り込まれたほうがよかったと思います。今後このような機会が増えると思いますので、あえて書かせていただきました」、回答案「プレゼンテーションの方法についてもよく研究し、参加者にわかりやすくバランスのとれた運営を研究していきたいと」、これ研究、研究ときているので、「バランスのとれた運営を目指していきたい」かな。心がける、目指す、どちらでもいいですけども、どうします。心がけていきたいと。弱い感じ、いやいや、自信ないような感じになるかなと。だから、目指すのほうがちよっと……いいですか。運営を目指していきたいと考えます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、「左翼思想の持ち主は、国民のことまでも市民、市民と呼びつけているが、日本国民、市町村（市民、町民、村民となる）と区分すべきと思うが」、済みません。これ回答案ですが、「イデオロギーも大切ですが、イデオロギーよりも市民基点の政策重視で今後、議会運営に邁進する所存です」、いかがでしょうか。よろしいですか、これで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 いいですか。次、「病院、介護、教育等、流山らしい政策を立てないと3年、5年先が心配」、回答案「第2章、議会の活動原則にもありますように、立法機関として積極的な政策立案を目指していきたいと考えます」、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 「いろいろ意見が出てよかった」、「ありがとうございます」、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、「動員をかけるのは問題であるが、もっとたくさんの人に参加してもらうことはできなかったのかどうか。報告が少し長く、意見交換の時間が少なくなり残念」、回答案「できる限り多くの方に参加していただくを含め、このような報告会の運営について今後も研究していきます」あるいは、あと10月25日に同じような意見があったのですけれども、そのときの回答は、要するにその参加者の方も御協力ください的な、どこだっけな。数が少ないというのは、たしか同じような要望があって、我々も努力しますが、その参加者の方も参加を増やすように御協力願います的な回答をしているのですが、ちょっと今、待ってください。12ページの、ちょっと待って。「どこでもそうですが、市民の参加が高齢男性に偏ってしまうのはしょうがないですかね。私たち議員も市民の方々の報告会への参加推進に努めますが、参加者の皆さんも御協力いただきたいと思います」で統一するかどうかです。御意見いただければと思いますが。統一でいいですか。あれどこだっけ。ちょっとどこだっけ、これ。12ページというと、これ画面上だ。ちょっと待ってください。済みません。ちょっと待ってください。画面上で見つけられない。だから、何章だ、6章。下のほう。全体の意見として。これか、あった。では、これで統一してしまいます。

次、「本日の報告会に参加し、いろいろな議員の方が自由に意見を述べられ、参加者と意見交換したことは素晴らしいことで、基本条例成立後のあり方でも実現していただきたい」、回答案「議会報告会、意見交換会などの開催を議会基本条例に位置づけ実現していきたいと考えています」です。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 次、最後です。「基本条例の策定作業が精力的に急ピッチで進められている様子を見し、その努力に敬意を表すると同時に、来年3月に成立することを期待します」、回答案「来年3月議会制定に向けて、今後も精力的に取り組んでいきます」です。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、以上なのですが、先ほどちょっと途中で申し上げたその議論と協議をちょっと、議論を重ねますとか、協議を重ねますで、ばらばらになっているので、これもちょっと統一をしようと思いますが、これももう御一任いただいていいですか。その議論、協議の表現については、統一するということで調整する。あと、何か全体を通してございますか。よろしいですか。あとちょっとそのですます調にするかというか、尊敬語とか敬語とか何かいろいろありますけれども、ちょっとばらばらになっているので、その辺は表現、合わせるようにします。では、概ねこれで、中身の意味を変えたり、方向性変えたりすることはしませんので、これで御了承いただいたということよろしいでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 ホームページにアップするとき、それぞれの報告会の概略、参加人数だとか、それもあともし、写真も撮っているよね。そういうのも簡単な記事的なものも加えて、それでこの中で入れていただければと思います。

松野豊委員長 よろしいでしょうか。あとはPDFでダウンロードできるようにしておいてもらったほうがいいかな、多分。

では、これはでき次第、大体いつごろできます。1週間以内に。1週間以内、今日何日だっけ。今日20日だから、では今月末までということでもいいですか。今月末までに処理して、遅くても来月の初旬には議会のホームページから市民の皆さんが見れる状態をつくるということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、ありがとうございました。以上で次第の1番目、議会基本条例報告会の振り返りは終わりたいと思います。

次に(2)番、議会基本条例の成文の進め方についてです。ア、どのように原案起草を進めていくかなのですが、起草の進め方についてなのですが、前回、特別委員会全員でけんけんごうごうしながら起草するよりも、原案起草部会なるものをつくって進めてはどうかという意見もございまし

たけれども、委員の方から御意見あれば。

乾委員。

乾紳一郎委員 私もせっかく議論してきたので、選ぶというよりもパートに分けてやったら。その分  
担して3人ぐらいのあれでそこで議論をしていく。

〔「3グループ」と呼ぶ者あり〕

乾紳一郎委員 3グループかな。ちょっと大変かもしれないけれども、何かだれかにお任せするとい  
うのも、それもまた心痛むところがあって、そういうふうにしたらどうかというふうには思いま  
す。

松野豊委員長 私もそのように思いますが、皆さんいかがでしょうか。3つぐらいグループに分けて、  
ちょうど9人いますから、3月ぐらいずつのグループで分けて分担して、時間も、もう実は余りな  
いので、ちょっと分担しないとなかなか難しいかなと。1回そのグループごとで議論していただ  
いて、ある程度の成文化ができた時点で、今度全体で協議するという形でいかがですか、方向性とし  
ては。ちょっと細かいことは、また後で議論するし、議論の方向性として。方向性というか、手段  
というか、プロセスというか。よろしいですか。

戸部委員。

戸部源房委員 私としては、前文、これ全体にかかわれるので、これは前文とそれから目的、これに  
ついては全体でやってもいいのではないかな。それを確認した上で、ある程度分科会に分かれてや  
っていったほうがいいのではないかなと。基本的には、もうかなり議論を尽くされているので、そ  
れで一たんまとめて、それでさらに議論を深めると、そういう形でいいと思いますが。三分割ぐら  
いだ。

松野豊委員長 わかりました。では、ちょっとグループ化のことは概ね御了承いただいておりますが、  
ちょっと一たん今、戸部委員から、次の次第書でいうところなのですけれども、起草の手順  
の確認の部分にちょっと触れる御意見があったので。一応起草の手順の確認で、この皆様にお配り  
した次第書には本文、解説、前文という順番になっているのですが、ちょっとこっちもあわせて議  
論、関連があるので、あわせて議論したいと思いますが。一応当初、正副委員長と事務局で考えて  
いたのは、今戸部委員のほうは前文を先に完成させるという御提案があったのですが、こちらで事  
前に思っていたのは、本文の原案起草を最初に行ってグループ化、3グループぐらいに分けて原案  
起草を行って、その後それに解説をつけて、それが全体整ったところで前文を完成させるという、  
一つの方法として考えていたのですけれども、これちょっと参考までにお聞きしたいのですけれど  
も、草間研究員からスケジュール的な問題とか、あとほかの自治体がどんなふうに行っているか  
かということも含めて、ちょっとアドバイスをいただければと思うのですが。

草間研究員、どうですか。

草間研究員 条例の成文の進め方なのですけれども、こちら議会基本条例につきましては、概ね3つ

に分けられると思います。まず1つは、ほかの今金町議会、栗山町みたいに、委員長が一任して事務局と案をつくる場合、それから会津若松市議会のように、正副委員長と事務局でやる場合、それから神奈川県議会のように会派がしっかりしているところについては、会派持ち帰りでの条文をつくっていただいて、それからこの特別委員会の場でその成文を議論する、こういう場合があります。全員でなかなか1つのものをつくり上げるというのは、まず案がないと難しいと思います。先ほど皆さん御議論いただいた三分割にしましても、三分割にした場合、必ずその三つの統一性を図るために、およそ事務局、正副委員長はどれかの3グループには必ず入らないと、これ立法化する場合でも統一的な見解とか、今までの皆さんの議論が阻害されることを担保しなければなりませんので、そちらのほうは注意していただいてやる必要があるのかなというふうに考えております。ただ、スケジュール的なものにつきましても、3月議会に上程ということでございますので、法令審査とかも考えますと、やはり次の委員会には素案が出ていないと難しいのかなと。12月24日、あと1カ月の間にその三分割した中でその素案をしっかりまとめていくという努力は必要かなというふうに考えております。

松野豊委員長 どうですか。

戸部委員。

戸部源房委員 私も大体そうかなとは思っていたのですが、日にちをもうちょっと入れれば、それは可能だと思うのですけれども、実際問題、今の段階ではちょっと難しいな。ですから、できたら前文と総則、目的、そこら辺をある程度、皆さんで確認した上で、私は委員長、副委員長、それから事務局のほうで案を提示してもらって、それ以降、分科会でやるのか、全体でやるのかで、ある程度、日にち後ろから持ってきてやらざるを得ないのではないかなと思うのです。それで、議会始まるのです、もう。ですから、今回の場合は、詰めても1回ぐらいしかできない。

松野豊委員長 年内12月は1回しかできません。1月に2回か、決めたのでしたっけ。1月で2回やる、日程は決まっていない。今日決めることなの。

戸部源房委員 だから、1月2回。

松野豊委員長 12月はあと1回、一応24日の午前中に時間とったのですけれども。

戸部源房委員 だから、1月2回でしょう、それから2月も2回……

松野豊委員長 1回ぐらい。頑張って2回ですけれども、もう2月の段階ではある程度もう八、九割でき上がっていて、今度、法制担当がチェックするのが一、二週間かかると思うのです。

戸部源房委員 そうすると、今回の12月のあれでは、できたら前文とそれから総則、大体全体的にどうなのかということはある程度もう一回確認して、それで委員長、副委員長、事務局に任せて、1月のときにはある程度の案を出してもらうというような形。それで、それを分科会で検討して、その次にはどうするかとか、そういうふうに決めておかないとできないのではないかなと思うのだ。

松野豊委員長 ちょっと今議論。

では、乾委員。

乾紳一郎委員 案をつくるためにグループ化したほうがいいのではないかなというふうに僕は思っているのですが、委員長、副委員長でその案をつくったのを3つ、グループに分けて議論する、それは必要ないと思うのです。それは案があれば、全体で議論すればいいと思うので、その日程との関係でそういう全議員が成文化づくりに参加をするという形が、僕それはできればいいと思うのだけれども、それが可能かどうかということの議論と、それとあとやっぱり委員長、副委員長、それから事務局、それに草間さんにもこれは参加してほしいといけない問題だと思うので、その辺でできるのかどうかということで、非常に日程が詰まっているので、その辺は率直に委員長、副委員長あるいは事務局の皆さんの意見も聞いてみたいと思います。

松野豊委員長 一応そのまずプロセスというか、どういうふうにつくるかということについては、本当は全員でつくった……僕もつまり乾委員の御意見に現時点では賛成です。ただ、一応全然答えは持っていないで、今日のこの特別委員会の中での皆さんの議論の中で合意形成というか、皆さんが御納得できた方法にすればいいかなというふうに思っています。ただ、やっぱり別に正副委員長でやるのが大変だからとか、面倒くさいからとか、そういうことではなくて、それはやれという、そういう結論に今日の議論の中でなれば、全然やるのはやぶさかではないのですけれども、多分せっかくこの9名、特別委員が集まっているので、みんなでつくったのだということのほうが後々も魂が入りますし、条例に。だから、そういう意味ではちょっと、多分そうすると3グループに分けるとなると、多分24日以外にももう一回ぐらい、それは個別で、全体の特別委員会でなくていいかもしれませんがけれども、3人ずつ、3人の議員さん、まずいろいろちょっと3グループに分けるといって、またその後、段取りがあるのですけれども、ではグループどうやって分けるのかという話と、あとではその3人ずつやったときに、3人ずつ時間が合う時間帯と、今乾委員からも御指摘あったように、委員長、副委員長と草間연구원と事務局は全部のグループに出たほうがいいと思いますから、その辺のタイムスケジュール管理かなと思ってはいるのですけれども。

あと、その前文を先につくるか、後につくるかの議論はちょっと一たん置かせてください。戸部委員からも出ているのですけれども、議論が錯綜してしまうので、これ後でちょっと、パーキングエリアというか、ちょっと横に置いておきます。まず、そのプロセスのところちょっとほかの委員さんの御意見もいただきたいかなと思います。

酒井委員。

酒井睦夫委員 3グループって、最初僕もいいと思っていたのですけれども、タイムスケジュールずっと今聞いていますと、これは本当に厳しいので、委員長、副委員長と事務局が草間さんのお力もかりて、そこで原案をつくってもらおうというしかもう方法ないような気がします。それで、それを原案なのか、素案なのかわかりませんが、それをつくっていただいたのをもう一回みんなが議論すれば、参加意識が持てますので。タイムスケジュール考えたら、それしかないように思います。



松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 私も具体的に3月上程になると、もう期間が決められているのだ。ですから、議論はかなりやってきたものですから、それに基づいて委員長、副委員長、それから草間さんにもお願いして、事務局と相談してつくっていただいて、それを議論して最終的に練り上げると。そのような形しかないのかなと。私は、先ほど前文とか、総則言ったのは、やはり我々特別委員がやはり個々までグループに分けてしっかりやらなければいけないということで、全体像を確認した上でやっていったほうがいいのではないかとということで、そういうふうに言ったわけですが、実際問題、今の現在スケジュールを見ると無理だなというふうに感じますので、私も一緒にそういうふうに行ってもらうほうがいいのではないかなと。その後、議論するという形でお願いしたい。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 あと方法としては、委員長、副委員長に限らないで、要するに起草委員会みたいなものをつくるということも考えられるだろうと思うのです。委員長、副委員長を軸にしてもいいのだけれども、例えば希望する委員は参加できるとかいうふうにするかどうか。その辺は3グループに分けるって難しければ、その辺はどうなのかなというふうに思うのです。

松野豊委員長 それも手段としてはありかなと思います。もちろん特別委員会全体ではあるのですが、得意、不得意があって、これちょっと私の個人的見解になって不適切だったら、ちょっと恐縮なのですが、やっぱり乾委員が大学の法学部をお出になられたということもあって、非常にお詳しいというか、これまでの議論を見ていると、非常に法にたけているので、すごく参加していただくと非常に助かるなという思いはあるので、起草委員会という形で、それ別に乾委員に限ったことではないですけれども、参加できる委員さんは自由参加でということも方法としてはありかなという気はしますが。これちょっと皆さんで議論なので、いかがでしょうか。

高橋ミツ子委員。

高橋ミツ子委員 この条例を策定する段階で、最初から白紙の状態で盛り込み、他市のモデルケースの資料もいただいて、個々に盛り込みたい事項をまず抽出し、どういう流れでと、本当にこの特別委員会あるいは議員全員参加でつくり上げてきているということには、お互いの認識は共通していると思うのです。そういった意味で、いざまとめに入るこの原案というか、つくるとすると、これからいろんな手法があるようではありますが、やっぱりタイムリミットというか、3月の上程を考えていき、またさらに素案をまた再検討するというふうになったり、法律的にそれが適合するかどうかという条文の整理が必要になってきます。それらを考えると、やっぱり日程というか、足りないと思うのです。これだけやっているのではないので、その辺から考えていくと、大変恐縮には思いますが、全員参加でつくっているということを頭に入れて、先ほども出ているように、正副委員長及び事務局、草間先生を中心として、そういうたたき台というか、原案をつくっていただいて、それでまた全員でそのことを協議をし、早期にまとめて整理していくというのが、一番今現在ではベタ

ーではないかというふうに考えます。

松野豊委員長 なるほど。今ちょっと打っていますけれども、⑤の方法ということですよ。一応あと参考までに事務局の竹内主査と草間研究員のお話も出ていますので、ちょっとそれぞれ自由討議、フリーディスカッションなので、何かお考えというか。この今までの議論も踏まえた上でご発言があれば。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 まずは、スケジュール的な面から見てみますと、12月24日に、素案1を出すと。1月に前文案と素案、いわゆる12月24日に出した素案の修正と解説までのあらあらの部分を出して、丸一日かけてそれについて協議をしていく。次の特別委員会にその修正文を含めてフィックスしていくという、最低3回のプロセスはどうしても必要になるのではないかと考えています。

いまお話ししたスケジュールで起草方法を考えてみますと、あくまでも個人的になのですが、先ほど乾委員がおっしゃっていただいたように、皆さんが参加して起草するのは理想ですが、現実的に議論が拡散しますので、なかなか進まないのではと考えます。したがって、少し人数を絞ったメンバーで成文案を考えていって、そのメンバーから特別委員会に案を提示をしていただいて、皆さんで第1条から逐条をしていく方法がいいと考えています。

松野豊委員長 ⑥ということですか。

竹内議会事務局主査 ⑥です。

松野豊委員長 では、草間研究員。

草間研究員 この流山の基本条例の場合は、恐らく先ほどおっしゃられた流山らしさというのがこの条例制定のプロセスにあると思います。実は千葉県内で条例制定をしそうな議会がもう既に出ておりまして、多分皆様より早いのではないかと考えております。ただ、ここで光るのが、やはり条例制定、プロセスなのです。皆様に今日、事務局から配付していただいたこの質問書、要望シート、またその皆さんがつくられた骨子には、皆さんの魂がもう込められておりますし、それは傍聴の方々、また報告会に来られたの方々、それからシンポジウムに来られたの方々の意見がこれは詰まっております。なので、これは非常に、私は議員ではないので、非常に暴力的な言葉で言いますと、もう成文は言葉柄でございますので、実はそれほど重要ではなくて、こちらの魂のほうがやはり重要なのです。というのを考えますと、プロセスをやはり最後まで貫徹していくためには、やはり正副委員長、専門的知見、事務局でやるというのは、実はすごく簡単なのです。なので、もし皆様が合意とれましたら、私はこの起草委員会というのは、実は基本条例の中で非常に珍しいというか、やはりここで魂が実はこもるのではないかなというふうには、個人的には思います。スケジュール的なものをしっかり管理していただいて、かつ正副委員長が入っていただくということで、あと事務局も、皆様の御意見をしっかり反映するというのであれば、この起草委員会方式でもよろしいのではないかなというふうに考えております。これは多分出てくる結果というのは、恐らく

正副委員長、専門的知見、事務局でやるのと、起草委員会の報告というのは、そう変わりはないと。皆様の御意見も担保されるということであれば、それでよろしいのではないかなと個人的には考えます。

以上です。

松野豊委員長 ちょっと待ってください。フリーディスカッションなので、今ちょっと御意見も聞きましたけれども。ただ、その起草委員会も僕も賛成なのですけれども、あえて言うと、要は何回やるかとか、メンバーを完全に自由参加にするのかとか、ちょっとその辺の整理はしないとイケないかなという感じはします。どういふ感じですか。

では、乾委員。

乾紳一郎委員 実は議会運営委員会で、かつて日下部さんが委員長をやっていたときに、会議規則の見直しやりました。田中委員も参加されていました。あのときに委員長のほうから、正副だけではなくて、参加できる議員は参加してくださいよという呼びかけがあったことがあるのです。ちょっと僕も忙しくて参加できなかったのだけれども。そんな感じで、もしできればいいのかなというふうなイメージがあったので、私は参加自由で柱、中心は正副委員長、それから事務局、それと専門家の方で、それに参加できる人は参加を委員ですということはどうなのかな。かつてもそういうのもあったし、どうかなというふうにして提案をしているのです。

松野豊委員長 僕、これ議論、フリーディスカッションでちょっと後でまとめますけれども、あと5分、10分ぐらい、ちょっと時間の許す限りと思っていますが。ただ、僕もその乾委員の意見に賛成なのですけれども、起草委員会を2回も3回もやるのは、わかりやすく言うと、反対です。というのは、その1回目出た人と2回目出た人がかわってきて、またいろんな意見がぐちゃぐちゃになってまとまらなくなるのは、ちょっとまとめる側の委員長としては困るので、起草委員会的にするとしても1回、だからつまり12月24日の前にちょっと多分1日かかりますか、プロセス的に。全部やらないとイケないから、丸一日かかると思っていますけれども、少なくとも、最低でも。そこには要は基本的に前日でなくてもいいですけれども、要するに午前中だけとか、午後だけとか、参加できる範囲、1時間だけとか、参加できる範囲で参加自由でやってもいいのかなという気はします。ただ、これが2回も3回もなってくると、参加自由になると、そのメンバーが毎回、毎回かわると、こっちがマネジメント的にちょっと困るなというはあるかなと思います。

戸部委員。

戸部源房委員 理想論と、それから現実論とがある。それで、今いろいろ考えてみますと、やはり正副の委員長と事務局のほうでひとつ案をつくっていただいて、その後それをもとに分科会で議論するのか、あるいは全体的にやるのか、そういう形でやっていったほうがいいのではないかな。ただ、流山らしさということで、先ほど草間研究員からありましたけれども、その形態がいかに残していくのか。それを限られた時間の中でどういふふうにするかというのは、検討していただきたい。多

分皆さんも今までこういうふうに議論やってきたわけですから、案に対してもそれなりの見解というのはあるはず。だから、それをどういう形でやるか。分科会に分けてよくやってきなさいと。それで全体に戻すというふうな形もあるし、全体ですっと徹底的に討論して煮詰めていくという方法もあるし、そこら辺はちょっと正副委員長と事務局でスケジュールも見て考えていただきたいなど。私、理想的にはそうです。時間があれば、きちっ、きちっと各分科会に分けて1つずつ積み上げていくということも必要でしょうけれども、現実にはちょっと難しいのではないかなと思いますので、できたらその段階で、案ができた段階でどのような形にするか、そこら辺も含めて検討していただきたいと。

松野豊委員長 伊藤寛委員。

伊藤寛委員 時間の関係を前提にして物を考えるのは邪道なのかもしれないのですが、目的地決めてしまっているのだから、やはりより効率的に決めていかないと無理だと思うのです。それで、正副委員長、事務局、それから草間研究員等で素案をつくってもらって、それであとさっきあそこ⑥番、起草委員会とか云々ありますけれども、全員でも9名しかいないのです。ここで参加問題で形ばかりつくって、1回しかできないような委員会だったら、何も9人で、素案に対してみんなまで討議してやったほうが、より公平性が保たれるのではないかなと思うのです。と思いますので、効率優先でやるべきではないかなと思います。そうです。⑤番です。

松野豊委員長 大体意見は出尽くしたのですけれども。では、済みません。もう時間もあれなのですが。では、原則、今のちょっと全体の意見が多かったのが⑤番が多かったかな。正副委員長、専門的知見、草間研究員ですけれども、草間研究員、事務局で起草はすると。逆に僕から御提案なのですけれども、これ原則でいくのですけれども、会議、だからこの正副委員長と会議と言うとあれですけれども、あと草間研究員と事務局の打ち合わせは、もう公開にしますので、そこに特別委員に関して、いらっしゃれる人がいたら、どうぞ御自由に同席くださいと。また原則、正副委員長、起草委員会とかいうとちょっと大げさになるので、別に起草委員会をつくるわけではなくて、正副委員長、専門的知見、事務局で起草するのだけれども、その起草の打ち合わせはオープンでやりますから、そこに御都合合う人、あるいはぜひ一緒につくっていただける、手伝っていただけるという方は御自由に御参加くださいと、運用上ということはどうですか。よろしいですか、それで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、そのようにします。

では、次です。最後です。(3)番、今後のスケジュール確認ですが、12月24日の水曜日の午前9時から12時は決まっています、前回。それで、先ほど竹内主査が御説明いただいたように、今後のスケジュールとしては、12月24日にその今申し上げた画面上で言うと⑤番の正副委員長、専門的知見、事務局で起草する、公開、オープンでやると。そこに委員の方も参加できる方はどうぞ御参加くださいという形でやって議論したものを、12月24日に成文素案として皆さんに御提示

します。事前にちょっと配付できるようであれば、事前に配付するようにします。お目通しいただく時間もあると思いますから。その午前中の3時間でいろいろ御意見をいただくと。1月に2回やらないと間に合わないので、1月の予定を今日は決めたいのです。1回目に前文案と素案、12月24日の修正案というか、御意見いただいたものの修正案を1日かけて終日議論をします。1月の会議の2回目の会議で前回の議論を踏まえて再協議という段取りですが、皆さん手帳お持ちですか。では、暫時休憩します。

休憩 午前11時57分

---

再開 午後 零時01分

松野豊委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

高橋ミツ子委員。

高橋ミツ子委員 ちょっと24日以前にその素案をつくる、公開でやるというお話の日程は後に決めるのですね。

松野豊委員長 はい。これ終わってから決めて、皆さんにお知らせするので。では、それと一緒に1月の日程案もお知らせするようにします。よろしいですか。

ほか事務局、委員、あと研究員、何か特にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、一たんちょっと閉めますが、ずっとこの10月25日、11月15日の要望にも入っていますが、今日、江川さん、ちょっとお帰りになってしまったのですけれども、お二方、傍聴いらっしゃっているので、ちょっと御感想だけ、一たん閉めてからですけれども、伺えればと思いますが、よろしいですか、それは。伺うことについては。では、一たん閉めます。

以上をもちまして議会基本条例策定特別委員会を終了いたします。御苦労さまでした。

閉会 午後 零時03分